

電気事業法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（二 般用電気工作物の範囲） 第四十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一 太陽電池発電設備であつて出力五十キロワット未満のもの 二～五 （略）</p>	<p>（二 般用電気工作物の範囲） 第四十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一 太陽電池発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの 二～五 （略）</p>